

2020年11月24日

各位

株式会社みちのく銀行

各種預金規定改定のお知らせ

平素より、みちのく銀行をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

現在、当行で進めている窓口業務のデジタル化に伴い、2020年12月21日付で「普通預金規定」、「普通預金規定（無通帳口座用）」、「総合口座・貯蓄総合口座取引規定」、「普通預金規定（Web申込用）」を改定いたします。

記

1.改定対象規定

1	普通預金規定	第14条
2	普通預金規定（無通帳口座用）	第2条、第3条、第12条
3	総合口座・貯蓄総合口座取引規定	第21条
4	普通預金規定（Web申込用）	第3条、第11条

2.改定日

2020年12月21日（月）

3.改定内容

別紙_新旧対照表をご参照ください。

以上

新旧対照表_普通預金規定_抜粋

旧	新
<p>14. (解約等)</p> <p>(1)この預金口座を解約するときは、当行所定の解約申込書に記名(または署名)とお届印を押印のうえ、通帳とともに当行に提出してください。</p>	<p>14. (解約等)</p> <p>(1)この預金口座を解約するときは、当行所定の解約申込書に記名(または署名)とお届印を押印のうえ、通帳とともに当行に提出、または当行所定の電磁的記録によりお届けください。</p>

新旧対照表_普通預金規定（無通帳口座用）_抜粋

旧	新
<p>2.（取扱対象）</p> <p>この預金口座は、取引が連日多量に発生し、次の第1項、第2項および後記第3条、第4条の取扱いとなることへの了解が得られた一般法人取引先および約定弁済型カードローン契約先を対象とします。</p>	<p>2.（取扱対象）</p> <p>この預金口座は、①取引が連日多量に発生し、次の第1項、第2項および後記第3条、第4条の取扱いとなることへの了解が得られた一般法人取引先、②個人契約先および③約定弁済型カードローン契約先を対象とします。</p>
<p>3.（預金の受入れ・払戻し）</p> <p>(1)この預金口座は、窓口での受入れおよび払戻しはできません。インターネットバンキング等による資金移動・センターカット（口座振替・口座振込）取引のみご利用できます。<u>ただし、約定弁済型カードローン契約先、解約に伴う払戻しは除きます。</u></p>	<p>3.（預金の受入れ・払戻し）</p> <p>(1)この預金口座は、原則として窓口での受入れおよび払戻しはできず、インターネットバンキングや当行および当行が提携する金融機関の現金自動預け払い機（現金自動支払機を含め以下「ATM」という。）等による資金移動、センターカット（口座振替・口座振込・約定弁済型カードローンの弁済金の決済）取引のみご利用できます。</p> <p><u>ただし、解約に伴う払戻しの場合および当行が特に認めた場合には窓口での取扱ができるものとします。窓口での受入れの際は当行所定の書類に記名のうえ、この預金口座のキャッシュカードとともに提示してください。また、窓口での払戻しの際は当行所定の書類に記名押印のうえ、この預金口座のキャッシュカードとともに提示してください。窓口での払戻しの際は本人確認書類の提示をお願いする場合があります。</u></p>
<p>12.（解約等）</p> <p>(1)この預金口座を解約するときは、当行所定の解約申込書に記名（または署名）とお届印を押印のうえ、<u>取引店に提出してください。取引店以外での解約はできません。</u></p>	<p>12.（解約等）</p> <p>(1)この預金口座を解約するときは、当行所定の解約申込書に記名（または署名）とお届印を押印のうえ、<u>当行に提出、または当行所定の電磁的記録によりお届けください。</u></p>

新旧対照表_総合口座・貯蓄総合口座取引規定_抜粋

旧	新
<p>21. (解約等)</p> <p>(1)この口座を解約するときは、<u>当行所定の解約申込書に記名(または署名)とお届印を押印のうえ、通帳とともに当行に提出してください。</u>この場合、この口座による取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらをお支払いください。</p> <p>なお、定期預金の残高があるときは、別途定期預金の証書(通帳)を発行します。</p>	<p>21. (解約等)</p> <p>(1)この口座を解約するときは、<u>当行所定の解約申込書に記名(または署名)とお届印を押印のうえ、通帳とともに当行に提出、または当行所定の電磁的記録によりお届けください。</u>この場合、この口座による取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらをお支払いください。</p> <p>なお、定期預金の残高があるときは、別途定期預金の証書(通帳)を発行します。</p>

新旧対照表_普通預金規定 (Web 申込用) _抜粋

旧	新
<p>第 3 条(預金の受入れ・払戻し)</p> <p>(1)この預金口座は、窓口での受入れおよび払戻しは<u>できません</u>。インターネットバンキングや当行および当行が提携する金融機関の現金自動預け払い機(現金自動支払機を含め以下「ATM」という。)等による資金移動、口座振替・口座振込取引のみご利用できます。ただし解約に伴う払戻しは<u>除きます</u>。</p> <p>また、キャッシュカードについては、代理人カードは発行いたしません。</p>	<p>第 3 条(預金の受入れ・払戻し)</p> <p>(1)この預金口座は、<u>原則として</u>窓口での受入れおよび払戻しは<u>できず</u>、インターネットバンキングや当行および当行が提携する金融機関の現金自動預け払い機(現金自動支払機を含め以下「ATM」という。)等による資金移動、口座振替・口座振込取引のみご利用できます。ただし、<u>解約に伴う払戻しの場合および当行が特に認めた場合には窓口での取扱ができるものとし</u>、キャッシュカードについては、代理人カードは発行いたしません。<u>窓口での受入れの際は当行所定の書類に記名のうえ、この預金口座のキャッシュカードとともに提示してください。また、窓口での払戻しの際は当行所定の書類に記名押印のうえ、この預金口座のキャッシュカードとともに提示してください。窓口での払戻しの際は本人確認書類の提示をお願いする場合があります。</u></p>
<p>第 11 条(解約等)</p> <p>(1)この預金口座を解約するときは、当行所定の解約申込書に記名(または署名)とお届印を押印のうえ、当行本支店にご提出<u>ください</u>。なお、<u>みちのくダイレクト契約のみを解約することはできません</u>。</p>	<p>第 11 条(解約等)</p> <p>(1)この預金口座を解約するときは、当行所定の解約申込書に記名(または署名)とお届印を押印のうえ、当行に提出、または当行所定の電磁的記録によりお届け<u>ください</u>。なお、<u>みちのくダイレクト契約のみを解約することはできません</u>。</p>